

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（３）（令和２年２定）			
日 時	令和２年 ６月１９日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時１４分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村（誠吾）委員長、山田副委員長、松田・面野・酒井・ 高橋（克幸）・松岩・高木・高野各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉・建設・ 教育各部長、保健所長、医療業務担当部長 ほか関係理事者 (港湾担当・医療保険・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会 計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、高橋龍委員が面野委員に、丸山委員が高野委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、須貝委員が高木委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎事業者の水道料金・下水道使用料について

最初に、事業者の水道料金・下水道使用料の減免についてお伺いします。

第1回臨時会で、小貫議員が事業者に対する水道料金・下水道使用料の減免を求めたときには、検討したけれども見送ったという答弁でした。その後、須貝議員への答弁で、追加の臨時交付金を活用して支援したいということだったので、ぜひお願いしたいところなのですが、幾つか、確認も含めて質問したいと思います。

事業者の、水道料金・下水道使用料の基本料金を免除した場合、2か月の料金は幾らになるのでしょうか。

○（水道）業務課長

事業者向けの基本料金、2か月の金額ということですが、今年3月、4月の使用実績を基にしました消費税抜きの金額で申し上げますと、水道で約2,050万円、下水道で1,330万円、両方合わせますと約3,380万円となります。

○高野委員

では、水道業務用でメーターの口径が100ミリメートル、150ミリメートルといった大きい施設はどこになりますか。

○（水道）業務課長

口径が大きいところというお話ですが、現状、事業者の方が使われている水道のメーターというのは、口径が13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートル、40ミリメートル、50ミリメートル、75ミリメートル、100ミリメートル、150ミリメートルという種類がございますが、そのうち、口径100ミリメートルと150ミリメートルということだと、数は少ないのですが、大半が官公庁、学校関係というふうになっております。

○高野委員

今、口径が大きいところが、主に学校や官公庁ということだったのですが、こうした学校等の施設を除いた場合、2か月分の基本料金は幾らになりますか。

○（水道）業務課長

官公庁、学校関係を除いた金額ということですが、これも消費税抜きの金額で申し上げますと、2か月分で水道が約1,750万円、下水道が約1,250万円、両方合わせますと約3,000万円となります。

○高野委員

3,000万円ということだったのですが、やはりこの新型コロナウイルス感染症の影響によって、休業や営業活動が制限されるなど厳しい経営状況にある事業者の皆さんを支援するためにも、1年くらいは、ぜひ減免措置を考えていただきたいと思います。その点はいかがですか。

○（水道）業務課長

1年くらいは減免をできないかというお話ですけれども、1年間減免をした場合の金額を申し上げますが、水道会計で約1億500万円、下水道で約7,500万円、両方合わせますと約1億8,000万円の影響額となります。

1年間減免することについてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もございまして、市内事業所に休業要請等があって休業している事業所があったものですから、事業者の方の上下水道の使用もかなり落ち込んでおりまして、私ども上下水道事業の今年度に入ってから収益も、前年同月に比べますとかなり落ち込んでいる状況がございます。ですので、私どもの上下水道会計の独自財源で、減免を行うということは非常に難しい状況でございますけれども、今後、国から二次ということで、追加で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分されるというふうになると思われますので、それを活用した支援策ということで、今後、庁内で検討がなされますが、その中で、この交付金を活用して充当した形で、上下水道の基本料金の減免も支援策の一つとして計上しまして、庁内で議論させていただきたいと思っております。

○高野委員

先ほど、金額等も聞いたのですけれども、1年にしたら大きい金額になるということで、これから国の地方創生臨時交付金の活用をして、基本水量についても考えていきたいということだったのですが、金額にもよりますけれども、1年が難しいとしても半年分など、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、それを伺いたいと思います。

○（水道）業務課長

1年でなくても、半年でも検討していただきたいということでございましたけれども、今後、庁内で議論というか、臨時交付金を活用しての事業ということで検討する中で、当然、各部からいろいろ、支援策ということで出てくると思いますし、その中で検討するに当たって、やはり交付金の総額というのですか、幾らかということによっても決まってくると思いますので、その辺も含めまして今後議論になると思いますので、その範囲内でもし水道料金・下水道使用料を減免するということになれば、どの程度までできるのかということは検討していきたいというふうに考えております。

○高野委員

では、仮に何か月減免になるかも、今検討する段階なので分からないのですけれども、仮に減免になった場合に、小樽市として支援漏れをなくすためにも、私は、申請方式ではなくて、道内の釧路市や根室市のように、対象者からの申請手続は不要にして、市から対象者への減免通知の送付決定をしたほうがよいのではないかと考えるのですが、その点について伺います。

○（水道）業務課長

ただいま、申請方式ではない方法でということございましたけれども、委員のおっしゃるとおり、スピード感を持って減免を決定するという事で考えますと、やはりそういうふうに申請方式によらないやり方もあるかと思えます。ただ、先ほど、総額ということを申し上げましたが、交付金を充当して、水道料金の減免を行うことになった場合でも、財源が限られるという中で、ある程度、対象も絞らなければならないという場合も出てきますので、そのときには、例えば売上げが前年比何%減などの条件で申請方式とするのが一般的かと思えます。

ただ、繰り返しになりますけれども、周知から申請書提出、決定までどうしても時間がかかってしまうことになって、スピード感というところでどうかということもございます。いずれにしても、その辺も、先ほど申し上げました庁内で検討する中で、まず支援策として水道料金・下水道使用料の減免を行うことになった場合に、一括でということになるのか、申請方式で対象を絞るということになるのかも併せて検討していくことになるというふうに考えております。

○高野委員

どちらにしても、支援が漏れないようにぜひいろいろ検討していただきたいと思います。

◎学校給食について

次に、学校給食についてお尋ねしたいと思います。

今回の予算で、学校給食地場産品活用事業費補助金が520万円とついているのですが、この補助金というのはどういった内容になるのか御説明をお願いします。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食地場産品活用事業費補助金の事業の内容でございますけれども、休校により生活リズムが崩れてしまった子供を元気づけるとともに、地元の食品事業者の発注を増やすことで、地域経済に貢献することを目的といたしまして、給食でふだん提供している食材との差額分を助成することによりまして、地場産品の提供機会を増やすことを目的とした事業でございます。

○高野委員

元気づけるというか、そういうことをするということだったのですが、私は、こうした地元の食材を活用した地産地消だったり、子供たちの食育という点でも、いい取組だと思うのです。これまでも当然、小樽産のカレイ、ホッケなど提供していたと思うのですが、今回に限らず、小樽市教育推進計画の中でもやはり学校給食の地産地消の積極的な取組を記載されていますし、子供たちを元気づけるために、今回だけで終わらせるということではなく、今後もぜひ地元食材を活用した給食メニューを増やしていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（教育）学校給食センター副所長

これから、今年度の事業を進めていくわけですが、事業成果を踏まえまして、来年度以降につきましては、できる限り地場産品の提供回数を増やし、魅力ある給食づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高野委員

よろしくお願いします。

◎学校給食費について

次に、一般質問の中で、学校給食費についてもお尋ねいたしました。

4月の食べていない8回分の給食は、給食費用の夏季、冬季休業の登校日に充てるという答弁だったかと思うのですが、山田委員も大変心配されていたように、給食がないことで家庭の経済的負担も心配されるのですが、一番問題だと私が感じているのは、保護者に対して給食の連絡がなかったという点なのです。学校から連絡もないまま、銀行口座から学校給食費が引き落とされて、市のホームページを見ると、5月25日には5日間の簡易給食の提供の掲載がされていて、市のホームページを見た方が、簡易給食が出されるということは、25日から分散登校が始まるのだろうか、この簡易給食は給食費がかかるのだろうかなど、情報がないことで混乱というか、困ったということもありました。ほかの自治体を見ますと、3月から4月には、給食について、給食費も含めてお知らせ等をされていたので、なぜ本市はこういう給食費のお知らせが5月になってしまったのか、遅れた理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

保護者の皆様へのお知らせについての御質問でございますけれども、給食センターでは5月15日に市のホームページに、休業によります4月、5月分の学校給食費の取扱いについてということで、文章を掲載させていただいているところでございます。

臨時休業は当初4月20日から5月6日まででしたが、5月10日まで延長になりまして、さらに5月31日までに延長になった、また、予定しておりました分散登校の実施も延期になるなど、状況が非常に流動的で、これに伴いま

して給食予定回数なども変動してまいりました。状況が一旦落ち着き方針が決まりましたので、5月15日にホームページでお知らせしたところでございます。

今後につきましては委員の御指摘もありましたように、できるだけ速やかにお知らせできるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎小・中学校の長期休業中の登校について

次に、夏季休業、冬季休業の長期休業の期間の登校について何点かお聞きしたいと思います。

小・中学校の夏季休業、冬季休業の登校日はいつからいつまでで、どのように決められたのか、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

夏季休業中と冬季休業中なのですがすけれども、新たな夏季休業日が8月8日から18日まで、冬季休業日が12月29日から1月5日までという形になっております。

この決定ですが、休業日中の登校日の設定につきましては、各学校の校長が決めることになっておりますが、本市においては、市内で日程の差が生じないように、校長会で調整をして決定をしております。

○高野委員

各学校に任せているのだけれども、ばらばらにならないように校長会で決めたということでした。

私は、少し心配だと思うのは、夏季休業の間に登校日が入っていることで、子供たちの生活リズムの心配ですとか、登校日を夏季休業だと間違えて、休んでしまう子供も出てくるのではないのかということも心配するところなのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今年度の夏季休業と冬季休業の期間は、例年と時期が異なっておりますので、子供たちが間違えて登校日に休んでしまったり、休みの日に登校してしまったりすることのないよう、発達段階に合わせて、丁寧に指導していくことが大切であると考えております。

○高野委員

丁寧に指導していくということでした。

あと、従来どおりと大きく変わっているということで、夏季休業といっても子供たちが登校することを考えると、従来どおりの宿題を出すということではなく、子供たちにしっかり配慮していただきたいと思うのですね。

なぜそんなことを言うかといえば、やはりこの今回の新型コロナウイルス感染症で学校休業になったときに、大量の宿題等が出されたのですけれども、学校によっては宿題が終わらなくても、できるところだけでもやっていたいいですと声かけをしている学校もあったのですが、中にはそういうこともなくて、宿題が終わっていないということで、6月1日からの登校をしなかったという子供もいたということも聞いていますので、その辺は、負担にならないようにしっかり配慮していただきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

例年の長期休業に比べて休業期間が短くなっておりますので、従来どおりの宿題になることはないと思いますが、夏季休業中、冬季休業中の宿題が、子供たちの負担にならないよう十分配慮することを学校に指導してまいりたいと思います。

○高野委員

あと、夏季休業、冬季休業のお知らせの掲載は、どの学校もされていると思うのですけれども、何人かの保護者の方にお伺いしたところ、夏季休業の合間に登校日が入っているということを知らない方がたくさんいらっしゃる

ました。数日登校ということで、夏季休業の期間が短くなって、早めに登校日になるのだらうと思っている保護者の方が大変多いことも、私が聞いたりした中で分かったのです。やはり夏季休業、冬季休業が何日間休みですというお知らせだけではなくて、小樽市のホームページに掲載しているように、登校日がより分かりやすいようにしっかりと周知等もしていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

新たな長期休業の日にかについては、各学校から学校だより等で保護者の皆様にお知らせしているところではございますが、このような状況で不安を感じている保護者の方も多いと思いますので、今後も丁寧な説明に努めるよう各学校で指導してまいります。

○高野委員

ぜひ、お願いしたいと思います。

◎町内会への支援について

次に、町内会への助成について一般質問でも取り上げさせていただきました。そのときには、照明器具のＬＥＤ化のみの工事は対象になっていないということでした。確認なのですけれども、ＬＥＤ化するための配線工事も含まれた場合、工事金額が100万円以上かかるという場合も、対象にならないのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

まずは、補修工事の関係で、工事金額が100万円以上でなければ対象にならないかということにつきましては、町内会館の建設助成につきましては、小樽市町内会館等建設助成規則において、町内会館の新築や改築、補修に対して助成するよう定めているのですけれども、この中で補修工事については、100万円以上であるとしております。

それで、ＬＥＤ工事の対象についての御質問ですけれども、補修に対する助成制度の件ですが、主に屋根や外壁の補修など老朽化対策を想定しておりまして、大規模な改修工事を対象としているものですので、ＬＥＤ化の単独工事は対象になりません。先ほどもお話がありましたが、壁とか、屋根などの主要構造物の改修工事と一体で工事を行う場合は、該当する場合がありますので、先ほどの配線工事など、事案ごとに町内会長から工事内容をお聞きして、最終的に該当の可否を判断しているところでありますので、その点、御理解いただきたいと思います。なお、これにつきましてＬＥＤ化の単独工事での申請実績というのはございませんのでお伝えいたします。

○高野委員

単独ではやっていない、ただ、ＬＥＤ化も含めて、壁とか、老朽化対策としてやる場合は対象になる可能性もあるということだったのですけれども、やはり少し曖昧で分かりづらいところがあるのですが、そうであれば、これとこれを組み合わせた場合は対象になる可能性があります、詳しくは担当に聞いてくださいとか、そういうところをしっかりと周知したほうがいいのではないかと思いますのですが、その点はいかがですか。

○（生活環境）小山主幹

基準をつくったほうがよいのではないかという御質問かと思いますが、先ほども、少し重なってしまっただけで申し訳ないのですけれども、補修工事というのは、規則で壁や屋根などの主要構造物を含んだ大規模改修だということであっています。各町内会館での、これまでの工事内容というのは、そこそこで様々になっておりまして、細かな基準を示しますと、逆に町内会館側で使いづらい助成制度になるのではないかというふうに懸念しております。ですから、生活環境部としてこれまでもこの助成金を使いたいという御相談を個々にお受けし、内容等、見積りとか工事内容などを全部確認させていただいて、対応させていただいているということでもあります。

ただ、この制度というのは、助成を受けてから10年間は新たな助成が受けられないものですから、相談のあった町内会には、会館の改修工事の場所とか、資金計画なども考えていただいた上で、この助成金を有効に活用していただきたいということで、こちらではお伝えさせていただいているところでございます。

○高野委員

今、お話があったように、確かにそうだと思うのです。会館ごとに大きさだとか、いろいろ規模とかも違いますし、そういうがあるので、細かな基準で助成の制限をされるというのは、もっともだと思うのですけれども、それであれば、やはり蛍光灯が壊れて、それで新しいものをつけようと思っても、なかなか新しいものがこない、だからLEDにしよう、それでLEDにすることで、電気料金も抑えられるというところもあります。小樽市町内会館等建設助成規則を私も見させていただきましたけれども、LEDの部分も含まれるというか、相談があったときに、いろいろ細かく話をすればいいのかと思うのですが、例えばということで、これも対象になる可能性があるというか、そういうことは掲載したほうが、より町内会の人も、ではこれは対象なるのかというふうに相談しやすくもなるのではないかと思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

これまでも、例えば町内会の会議等に、助成金の予定があるかどうかということで、少し調査したこともありまして、そのときに、壁とかといった形になりますけれども、こういう工事がこういう金額で対象になりますということでお示したことはございます。

今、委員がおっしゃるように、町内会長も変わりますので、なかなかその部分が引き継がないということもあるかと思うので、今後、会議の中、それから市のホームページなども活用できるような形を考えていきたいと思っています。

○高野委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎性的指向及び性自認により困難を感じている方々の権利保障と支援の拡充について

一般質問の中で、性的マイノリティの質問もさせていただきました。市長も今後、意識啓発していくというような答弁だったかと思います。

これまでも、答弁でも、いろいろこの間の取組等を聞かせていただいたりもしましたし、私自身も毎回のように「ばるねっと」に記載されているですとか、市内3か所でパネル展などをされているのも承知していますし、そのパネル展が終わった後も、勤労女性センターの中で、活用したパネルをしばらく掲示もされて、本当にいろいろされているとは思っているのです。また、パネル展のときに、市民アンケートも行って、その中身を私も見させていただいたのですけれども、アンケートに答えた多くの方が、この取組がいいということで、もっと理解促進のためにやってほしいという声もあったので、ぜひ今後は、ばるねっとで広報誌に載せるのもいいのですが、そのほかにも当事者の方を呼んで、講演会という形で、もう少し検討していただきたいと思うのです。今、新型コロナウイルス感染症の時期なので、なかなかその講演会というのも、すぐにできないと思うのですけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点を伺いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

多くの市民を対象とした講演会などの開催は、意識啓発につながる方法の一つだと考えております。毎年開催している小樽市男女共同参画推進協議会との共催での講演会や本市主催のセミナーで、LGBTに関することをテーマとして、取り上げることも考えられます。

今年は、委員のおっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症の関係で、現時点で開催できるか分かりませんが、まずは、協議会の委員の方々の意見も聞きながら、開催に向け検討してみたいと思います。

○高野委員

今、開催に向けて検討してみたいということだったのですけれども、ぜひ検討して、もし開催というふうになった場合は、ぜひ保育所ですとか、学校だよりとか、とにかく一般市民に広く周知していただきたいと思います。その点を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

LGBTに関する講演会等の開催が決定した場合は、ほかの講演会の開催も同じなのですが、広報おたるや、市のホームページに掲載するとともに、開催案内のポスターやチラシを市の施設に置き、多くの市民の皆さんへ周知したいと考えております。

○酒井委員

◎保育所入所について

それでは、代表質問での保育所入所に関連して伺います。

日本共産党に寄せられた実名のメールでの件であります。日本共産党には、匿名、実名問わず、様々な相談や、告発、それからいろいろな意見などを含めて寄せられます。その全て、どういったものがあるかということを調査を行いまして、その中でどう動いたらいいかということを含めて行っています。今回もその一つであります。

今回のメールであります。代表質問でも紹介したとおり、市内高等教育機関の教員という方です。高校を除いて、この小樽市内に高等教育機関というのはそれほど多くはありません。市内を代表するあの教育機関であります。大変な地位がある方です。日本共産党とは面識がなかったにもかかわらず、声を寄せていただいたわけでありまして。こうした方が声を上げたことに小樽市としてどのような所感をお持ちになったのか、まず伺いたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

市内高等教育機関の教員からのメール、御意見があったということについての市の所感についてでありますけれども、まちづくりに対する市民の意識や御意見を生かすことは重要であると認識しております。頂いた御意見は真摯に受け止める必要があるものと考えております。

○酒井委員

真摯に受け止めてほしいと思います。日本共産党がメールを受け取って読んだときに、率直に言って、何かの冗談かと思ったのです。なぜなら、人口減少問題でも大変御協力をしていただいている、そういうところだからであります。そういう点で大丈夫でしょうか。

○（福祉）こども育成課長

行政運営におきましては、福祉部に限らず、全庁的に様々な関係機関、団体の皆様に御協力を頂いておりまして、今後も関係機関等の皆様の御理解、御協力を頂きながら進めていく必要があるものと考えております。

○酒井委員

非常に、生々しい声だというふうに思います。顔が見えない市民ではありません。やはり、こうした声に対して、小樽市としても危機感を持っていただきたいなというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長

酒井委員にお聞きしたいのですが、そのような御意見が、会派等にあるということは理解いたしまして聞いていますが、著名な方とか、高等機関の方で、このような立派な方という言い方もされて、プライバシーのこともあってそのようにおっしゃっているのですが、その枕詞があることによって、何か意味はあるのですか。お聞きしたいのですが。

○酒井委員

意味がある。

○委員長

小樽市内を代表とする有名な方という言い方もされたのですけれども、何かそこには意味があるのですか。

○酒井委員

意味があるから聞いているのでないですか。

○委員長

そうですか。では、実は私も聞いておりまして、全く不明なものですから、そこで今お聞きしたのですが。いや、分かりました。別に答弁に支障があるとは思いませんけれども、そのような配慮で、プライバシーもあるから言っていないのは分かるのですけれども、今、少し気になりましたので、そのことだけ今、お聞きしました。

説明員のほうでお答えください。

○（福祉）こども育成課長

市民の皆様から頂いた御意見につきましては、内容を確認し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○酒井委員

そのメールの中身であります。そこでは、小樽市の保育所入所手続に大きな問題があると。それから未就学児を持つ子育て世帯にとって市内に転入する余裕がありませんと言っているわけであります。

これは大変大きな問題であります。これについても同様に、小樽市としての所感をお伺いいたします。

○（福祉）こども育成課長

丸山議員の代表質問におきまして、市長から答弁させていただいたとおりでございますけれども、保育所入所の手続、具体的には、4月からの保育所等の入所申込みについてであります。小樽市では、4月入所の利用申込みの受付期間を1月中旬から2月中旬までとし、利用調整結果は、2月中旬以降、順次保護者等に連絡しております。

その後も、3月中旬まで入所申込みを受け付けるほか、入所を希望される保育所等において必要となる保育士の確保状況を見極めるなど、4月入所に向けて1人でも多くの児童を受け入れるための最終調整を行うことから、保護者への結果連絡が3月下旬となるケースもありますけれども、保育所等にも御協力いただき、早めの連絡ができるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、3月中旬以降に、入所の決定に係る連絡があった利用者にとっては、4月以降の職場復帰の後について不安はあったものと認識しておりますので、早めの連絡ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

早めの連絡ということ、そういったことを随時、進めていただきたいと思います。

私は、小樽市がこうした子育て施策について、何もやっていないとか、もしくは、小樽市が何も努力していないとは思ってはおりません。むしろ、懸命に職員の皆さんが努力していると思います。

ただ、その一方で、市民の皆さんの思いとは、やはり乖離があるわけでありまして。ここが大きな問題だと思っています。少しでも、こうした市民の子育てしづらいまちだというような声に、その思いに寄り添っていく必要があるのではないかと思っています。いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

市民の子育てしづらいという思いに寄り添う、そういったことにつきましては、子育てに限らず、まちづくり行政運営におきましては、市民の意識や御意見を生かしていくことは重要であると認識しております。

例えば先ほど御指摘のありました、4月入所の連絡を待っている保護者の不安、こういったことにつきましては、しっかりとその気持ちを理解し、対応していくことが求められているものと考えております。

○酒井委員

この問題というのが、他市から小樽市に越して来られた方が、とても分かりづらと思われることがやはり1番の原因だと思うのです。代表質問の中でも提案していました入所待ちについても公表して、市民がより分かりやすい、これなら入れるのだというふうに改善すべきであります。これについてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

丸山議員の代表質問におきまして、市長から答弁させていただきましたけれども、道内他都市の公表方法を調査して、保育所等の御意見を伺った上で、どのような方法が可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、札幌圏をはじめとする道内他都市の状況は既に確認をしております。現在、市内の認可保育所、認定こども園の意向を確認しているところでありますので、施設側の意向を確認した上で、どのような対応が可能か判断してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひ、前向きに進めてほしいと思います。

次に、入所を申し込んでから、3月下旬になる場合もあると先ほど言いましたけれども、どんな流れになって、うちの子供が入れるのだろうか、もしくは入れないのだろうかということも含めて、先がなかなか見えないんですね。早めに教えていただくというのは、それは当然のことなのですが、大体の目安として、いつぐらいに入所ができる見込みになるのかということもやはり示していく必要があると思うのです。フローといいますか、そういったものが示されていれば、子供が入れるか、入れないかということ判断することができるのではないかと思います。そういった、目安といいますか、示していく考えはないでしょうか。

それとも、あくまでもやはり早めに知らせているのだという、決まった人はもう安心できるのです。ただ、3月下旬まで引っ張られた方というのは、もうどうしようもなくなってしまうのです。すると、いつまで引っ張ればいいのだ。このまま職場復帰できないのではないかと感じてしまうのです。そうではありませんよ、大体この辺までにはできます。もし、ここでできない場合には、最終的には、3月中旬から下旬になり得る場合もありますというようなフローを示していくという考えはあるでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

入所の申込みから利用調整結果の連絡までのスケジュールが見えないことから、不安があるのではないかと、そういった御指摘かと思っておりますけれども、確かに現在、利用申込みがあった方につきましては、最終的な連絡時期として、4月入所につきましては、3月25日頃ということでお示しをしております。次年度、来年度の4月入所に係る利用申込みに向けまして、申込みをされた方の不安が少しでも解消できるよう改善について検討してまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願いします。本当に、入ってくる方が不安な状況で残されるということがあってはならないと思うのです。しっかりとした改善をしていただきたいと思います。

保育士の処遇改善もそうであります。それから、先ほどの例でもそうでありますけれども、他都市の状況を検討ということをよくおっしゃられるのですが、他都市の状況を検討という段階ではないと思います。やはりすごく重要な問題ですから、小樽市として、そういうことは重要な問題なのだということで、意識を変えていく必要があると思うのです。安心して、そうしたことができるというような気持ちを変えていく必要があると思います。

最後になるのですが、現在の状況についてどのように把握されているかを聞きたいと思うのです。子育て世代の流出が続いております。水がぼたぼた落ちているような状況ではないのです、むしろ堰を切ったように流出している状況だと思うのです。小樽市として、こういった、こうした子育て世代の流出について認識をお持ちになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

小樽市の人口は、低年齢になるに従い少なくなっていることから、将来の子育て世代の減少に伴い、出生数の減少が続く見通しで、年少人口及び生産年齢人口を中心に減少するとの推計がされているものと認識しております。

○酒井委員

大変なことだと思うのです。だからこそ対策を取っていかなければならないと思うのです。最低限、必要だと思うのが、市民が逃げ出す状況を改善することであります。次に、子育てに対して、そうやって施策に対して、不満に思わないようにすることであります。その次が、満足して、最終的には子育てしやすいまちだと、そうしたうわさを聞きつけた、他市町村から転入するような、そういうことが必要になるのではないかと考えています。小樽市の認識ではいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

平成28年度に実施しました市民アンケート調査におきましても、子育て支援に係る現在の満足度及び今後の重要度につきましては、満足度が低く重要度が高いという結果でありました。第7次総合計画においても、「安心して子どもを生み育てることのできるまち」をテーマの一つ目に掲げて、今後10年、取り組むこととしておりまして、委員の認識とそれほど変わらないのではないかとこのように考えております。

○酒井委員

先ほどお話ししたことについても、取り組んでいく姿勢のように今見えました。ぜひその姿勢で取り組んでいきたいと思えます。ただ、子供の医療費もそうですし、また、保育士の待遇改善などもそうですけれども、こういったものというのは、やはりゴールがないのですね。やはり他の自治体との競争になってしまっている部分もある、だからこそ、小樽市としてもしっかりと取り組んでいかないといけないという大きな問題だと思います。これから、そうした課題をクリアしていくという小樽市としての覚悟を最後に聞いて終わります。

○（福祉）子育て支援室長

子育て支援ということで、子育て支援といいましても、ゼロ歳から18歳の非常に多岐にわたる施策が必要でございます。総合計画のいう、生み、育てる、生むということでは、産科とか周産期医療の維持、充実も必要ですし、育てるということでは、妊婦検診の充実や幼稚園や保育所の入所、放課後児童クラブ、子供の居場所づくり、虐待防止、独り親施策、いろいろなものが子育て支援として重要な課題になっているということは認識しております。

このように、様々な年齢の子供の施策に関して、子供、保護者の不安を少しでも解消しながら皆様の声に寄り添う、そういうことでゼロ歳から、おおむね18歳の子供の施策のバランスもいろいろ考えながら、限られた財源の中ですけれども、いろいろな施策で寄り添いながら支援をする、そういう目線を持つことで、小樽で子育てをしたいというような気持ちになってくれる市民の皆さんが、少しでも多くなるよう、そういう気持ちで取り組んでいかなければいけないものというふうに考えているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎消毒液について

今、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐための除菌対策として、各家庭はもちろん、店舗の出入口や、あらゆるところで消毒液が設置されています。そのため、マスクはもとより、除菌効果をうたった消毒薬が手に入りづらくなり、あったとしても購入数が制限されたりして、皆さん苦勞しています。こういった状況を勘案し、市でも先日から、除菌電解水を事業者や市民に無料で配布しています。

実は、先日市民の方から控室に電話が入りました。その方は、今月の初めの外出中に消毒液によるアナフィラキシーショックを起こし、すぐに病院で治療をしましたが、いまだ体調がすぐれず本当につらいという訴えでした。もちろん、外出時にはマスクも使用していますが、今このような状況ですから、消毒液を過剰に使用する場所もあることから、ゴーグルもつけようかと思うなど、外出するのが恐ろしいという訴えでした。消毒液で具合が悪くなったということについて、私はあまり聞いたことがなかったので、保健所に確認しましたところ、保健所でもそういった市内での事例は聞いたことがないという回答でした。

そこで、どういった状況で具合が悪くなったのか、もう一度その方に確認することにしましたが、再度伺います。市内ではなくても、そういった事例はほかの地域では全くないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）主幹

ただいま、消毒液による体への影響ということで、そういった方々が実際にはいないのだろうかといったような御質問だったと思うのですが、まず、小樽市におきましては、そういった事例と言いますか、そういったものは、今までにはなかったものでございます。

それから、他のまちにおきましてどうだったかということについては今把握できておりませんが、あと、日頃受けている相談の中でも消毒液によって体調が悪くなったのだけれども、といったような御相談については、たくさんの方で相談を受けているのですが、先ほど確認いたしました、今のところ、そういった御相談は入っていないようでございます。

○松田委員

それで、ないということですが、具合が悪くなったのはその方のもともとの体質によるものなのか、使い方によるものだったのか、考えられる見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）主幹

例えばですけれども、消毒液が狭い場所などで多く使われているですとか、そういったいろいろな、環境的な条件と言いますか、状況によっても違ってくると思うのですが、その方の体質ですとか体調、環境的な要因、そういったもので、全く起きないということではないので、起こる可能性というのはあるかと思います。

○松田委員

また情報収集していただければと思います。インターネットで調べますと、東京の独立行政法人国民生活センターには、消毒液は人体に影響がないのかとの消毒液に関する相談が寄せられ、それは月を追うごとに増加しているということが分かりました。というのは、除菌液がなかなか手に入りづらいことから、ネット販売で除菌薬を手に入れる人が多くなったからかもしれません。

そのため、除菌や消毒をうたった商品について消費者に情報を提供することにしたということで、情報提供をした経過が述べられていましたが、市としてこのことについての認識はありましたでしょうか。

○（保健所）主幹

国民生活センターで、そういったような御相談が増えていますよということで、掲載されていることは、把握はしていませんでしたが、なかなか消毒液が手に入らないとか、またさらに感染予防ということで、やはりそれぞれ取り組んでくださいということで、市民、国民の方や、いろいろな事業所、様々な施設で使用することになりましたので、恐らくそういったことから、相談数が増えていったものというふうに思います。

○松田委員

先ほど申しましたとおり、今回、市で、除菌電解水を配布した際には、チラシと一緒に配布され、それには室内で噴霧することは決して行わないでください。人体に有害である可能性がありますという一節がありました。気を付けなければ見落とす可能性がありましたが、参考までに伺います。

噴霧状になった除菌電解水を吸い込んだらどのような状況になるのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）主幹

電解水を吸い込んだ場合の体への影響の御質問だったのですが、このことに限定ではないのですが、消毒液というのはいかなる状況であっても、噴霧といいますか、そういうことは適当ではない、推奨されないということが言われておまして、WHO、あるいは、アメリカ疾病予防管理センターなどにおいても、そういった見解が示されております。それで、こういったものを吸い込みますと、目ですとか呼吸器、皮膚、そういったところへの刺激、それから気管支などへの影響ということで、呼吸器系にも影響がある場合もありますし、吐き気や嘔吐などの消化器系への影響が生じる可能性があるというふうには言われております。

○松田委員

先ほどの方とは違うのですが、ともあれ、どんなに有効なものであっても、使い方を誤れば有害なものになり得るということです。食物アレルギーの方は、それを食さなければ防げますが、今回の方のように、どこもかしこも消毒液が使用されているとなると、防ぎ切れない場合もあります。その市民の方は、たとえ極々少数であっても、それによって苦しんでいる人がいるということを知ってほしいというのが、相談趣旨でございました。

市のホームページを見ますと、消防本部から消毒用アルコールの安全な取扱いについてと題して、火災等に注意を払ってください、また、保健所からは、新型コロナウイルス感染症に関する消毒についてと題して、使用方法が発信されています。私は、決して消毒液に対して不安をあおるわけではありませんけれども、できれば同時に、消毒液は成分やその使い方によって、事故のみならず、他の人に障害をもたらすこともあり得るなど注意喚起の発信をしていただけないかというふうに要望いたしますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（保健所）主幹

松田委員のおっしゃるとおり、消毒液は正しく使わなければ、人体、それから消防本部が注意を喚起している火災ですか、そういった様々な影響が生じてくると思いますので、正しく使用していただけるように、現在も例えば消毒液の噴霧はしないように、例えば手指の消毒にはエタノールを使うだとか、物の表面には次亜塩素酸ナトリウム液が有効ですとか、情報は提供しているのですが、今回御質問いただいたことでさらに分かりやすくしていく必要があると分かりましたので、さらに分かりやすく、市民の方にお伝えしていくことが重要だというふうに考えております。

○松田委員

確かに少数ではありますが、現に具合が悪くなった方もおりますので、また使用方法についてもしっかりと注意喚起の発信をしていただければと思います。どちらにしても、緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ油断はできませんし、除菌液もまだまだ必要です。使い方を誤らず、適正に使用して、とにかく一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束することを願っております。

◎長橋なえぼ公園について

次に、長橋なえぼ公園について質問させていただきます。

私は、昨年9月の第3回定例会の予算特別委員会で、長橋なえぼ公園について質問させていただきました。私は、この長橋なえぼ公園というのは、本当にすばらしい公園だと思っています。自然とのふれあいを感じることができ、そして十分な広さがあることから、子供や老人など年齢に関係なく人が集える公園であるからです。また、小樽市民のみならず、お隣の札幌市などからの観光客の憩いの場となっています。そして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今では、室内での3密を避け、マスクをきちんとつけて、一定距離を考慮することによって、人の集まれる有効な場所として見直されるべき施設だと考えています。

長橋地域というのは、少子高齢化が進んで、旧国道沿線の一時期のにぎやかさは見られなくなりました。しかし、長橋なえぼ公園は、地元、長橋小学校と長橋中学校に近く、バス停も近いことから、子供たちが多く集まれる場所

です。この集客力は長橋地区のにぎわいづくりに大きく貢献できるのではないかと私は考えているのです。しかし、説明員の皆さんの注目度は依然として低いように思われて、残念に感じております。

それで、市の計画としていろいろな計画があり、複雑な計画体系となって、分かりにくいのも事実ですが、そこで質問します。

平成16年に策定された小樽市緑の基本計画では、長橋なえぼ公園はどのような整備方針で、どのようなことをする施設と考えているのか、お示ししていただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

緑の基本計画における長橋なえぼ公園の位置づけにつきましては、市民の多様化するレクリエーションニーズに応えるため、市民レクリエーションの拠点として、公園内の利用環境の向上が図られるよう施設の整備、充実に努めることとしているほか、市民が野鳥や昆虫などとふれあいながら、自然環境に対する理解を深めるため、生きた教材となる野外学習の場として、活用を促進する公園として計画に位置づけております。

○松田委員

これは、小樽市緑の基本計画なのですが、では、この長橋なえぼ公園を管理、運営する公園緑地課においては、今示された、小樽市緑の基本計画での位置づけに基づいて、どのようなことを行っているのか、なるべく分かりやすくお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

長橋なえぼ公園における整備につきましては、園内にある森の自然館では、公園内に生息する動・植物に関する展示や、工作室、図書コーナーを備え、情報センターとしているほか、カタクリの群落を表示する看板の設置や、自然観察会の開催などを行っております。

○松田委員

今、公園緑地課長から、このようなことをやっているという説明を受けましたが、私が先ほど述べた、長橋なえぼ公園を長橋地区のにぎわいの場として活用してほしいという考えについてはどのように感じましたでしょうか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

長橋なえぼ公園が多くの方に利用され、にぎわうことは地域の活性化の一助ともなり得るものと考えてございます。

○松田委員

それで、具体的な提案として、日帰りでもいいですので、桜の時期だけではなく雪のない時期に、火が使えるバーベキューができる公園にしてはどうか、このように考えているのですが、いかがでしょうか。札幌市では、前田森林公園などもエリアを指定して火を使っているように思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

本市が管理する公園においては、火気を使うことを原則禁止としておりますが、春の花見の時期については、一定の条件の下、長橋なえぼ公園でも炊事を認めているところでありますが、利用実態を見ますと、ごみの散乱などマナーが十分守られていない状況が見受けられることもございますので、エリアを指定するなどの対応については、今後の利用状況も踏まえながら慎重に考えていかなければならないものと考えております。

○松田委員

とにかくやはり、使う方のマナーが一番大事だと。どんなにすばらしい公園であっても、使う方のマナーが大事だということが分かりましたので、しっかりマナーを守りながら、また、大いに皆さんが使えるような場所にしていただきたいと思います。

あと、にぎわいの場として特区とは言いませんが、他の公園とは違う管理はできないのか、その点についてはい

かがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

小樽市緑の基本計画における位置づけを踏まえたと、長橋なえば公園については、今ある自然を保全し、その自然を観察して身近に自然を感じていただく場として管理してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

最後に、インターネットの環境整備について伺います。

これは、昨年の質問の際にインターネットの整備についてもお尋ねしたときに、インターネットの設置はされておらず、自然観察に関する様々な知識を補うために、情報提供の在り方を含めて、今後考えていきたいというふうにご答弁されております。それ以降、整備について前向きに考えていただけたのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

インターネットの整備につきましては、端末の整備や回線の維持費が必要になること、4月から11月までの期間を限定した利用となることから、慎重に考えていかなければならないものと考えておりますが、まずは利用者のニーズがどの程度あるのかを、自然観察会の機会を生かして把握に努め、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○松田委員

ぜひ、利用者のニーズを考えて、やはり今、子供たちというのは、公園に行ったらこれは素晴らしいと見たときに、これはどういうふうになっているのだろうか、インターネットを使ってもう一回調べて、また現地に行ってみるということは、本当に重要なことだと思いますので、この設置について前向きに考えていただきたいと思います。

我が町内会では、青年部が中心となって町内の子供たちの炊事遠足を毎年開催しております。私たち、婦人部もそのお手伝いとして参加させていただいて、先ほど市の話もありましたけれども、子供たちが本当に、今、火の使い方も分からない場合もあるのですね。それをみんなで教えあいながら、また、一緒に野菜を切ったりという交流の場で、そしてその後、皆さんが公園で遊んでいる姿を見たときに、子供たちが自然に触れ合う場として、長橋なえば公園をしっかり整備していただきたいと思います。私の質問を終わります。

○高橋（克幸）委員

◎新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収対策について

それでは、最初に地方税の減収対策について何点かお聞きしたいと思います。

5月22日、総務大臣の記者会見がありました。この中で、新型コロナウイルス感染症による地方公共団体の資金繰りへの対応ということで、四つ、地方債の対策について措置を講ずるというお話があったわけであります。

小樽市として、一般会計の中で、この四つの地方債についてどれを考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

今、御質問のあった四つの項目につきましては、一つ目は猶予特例債、二つ目が減収補填債、三つ目が共同発行地方債、四つ目が特別減収対策企業債となっております。このうち、一般会計の部分で、借入れをする予定があるものにつきましては、猶予特例債と減収補填債の二つになります。

○高橋（克幸）委員

それでは、今の2点、猶予特例債と減収補填債についてお伺いしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症の関係で、税の猶予、国からも指示があつて、各地方自治体もそのようにやって

いるわけですがけれども、そもそも、この猶予特例債というのはどういうものなのか、簡単に説明してください。

○（財政）財政課長

猶予特例債につきましては、今年度から新たに創設された制度となります。ちなみに期間は、今年度の令和2年度と3年度という形になっております。これにつきましては、先ほど委員からもお話がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、地方税法の改正がございました。その中で、地方税の徴収猶予の特例制度というのが新たに創設されております。そのことに伴いまして、地方公共団体の一時的な減収を埋めるために、猶予相当額について特別の起債が起こせるようになった、これが猶予特例債というものになっております。

○高橋（克幸）委員

小樽市だけではなくて、全国的にこの影響があると考えられます。

そこで伺いますけれども、この影響額についてはどのように見込まれているのか、いつ頃判断できるのかをお聞かせください。

○（財政）財政課長

まずは、猶予特例債につきましては、来年の1月31日まで、納期の来る市税のほぼ全てが該当という形になります。ただ、この猶予特例債は、それぞれの納期限までに納税課でその申請を受け付けるという形になっておりますので、やはりこれは毎月の積み上げで数字が積み上がっていく形になります。

それともう一つ、この猶予特例債は、国税で徴収しております地方消費税の部分が道経由で市に地方消費税交付金という形で入ってくるのですけれども、その国税の部分の徴収猶予をしたことによって、その猶予相当額を国で積算しまして、それがおおむね12月頃に、各都道府県を経由しまして、市町村に下りてくる形となります。ですから、市として、徴収猶予をした額と、国から下りてくる地方消費税の徴収猶予の相当額、これら二つを合わせたものが猶予特例債として、借入れの可能な猶予額というのですけれども、それを見ていかなければならないものですから、どのぐらいの借入れがされるということについては、現時点ではお示しできるものはございません。

○高橋（克幸）委員

今年いっぱいを見ないと分からないということですね。

もう1点、減収補填債です。これは、たしか地方財政法第5条の特例かと思うのですが、この減収補填債について簡単に説明をお願いします。

○（財政）財政課長

減収補填債につきましては、対象になる税目が、法人市民税の法人税割と、利子割の交付金の部分になります。これらの数字というのは、法人市民税の金額というのは、企業の決算期ごとに、積み上がる形になりますので、当然、企業の業績というのはやはり毎年度、変動する部分がございますから、それが一定程度低い数字になってくると、当然、財政状況上、影響が出てきますので、その不足部分を補填するものが減収補填債という形になります。

○高橋（克幸）委員

先ほどと同じような質問ですがけれども、これも同様に、影響がかなりあるかと思えますけれども、これについての見込額については、いつ頃分かるような予定になりますか。

○（財政）財政課長

減収補填債につきましても、企業の決算期ごとに数字が積み上がっていく形になるものですから、やはりその数字がある程度見えてくるのは、先ほどの猶予特例債と同様に、大体年末付近ぐらいにならないと数字が固まってこないような形になっております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしてもその時期にならないと具体的な数字については分からないということですので、また改めて別の機会に議論させていただきたいと思います。

ただ、この減収補填債については、過去にもあった記憶がありますので、もし分かればいいのですけれども、ざっくりで結構です、過去の実績額を、分かればお聞かせください。

○（財政）財政課長

手元にあるのが平成26年度以降になっているのですけれども、最近のお話で言えば、30年度決算のときに9,720万円、そして現在は、決算処理をしております令和元年度の決算見込みになります、こちらは1億2,740万円となっております。

○高橋（克幸）委員

それで、この起債については、このような方法があるということで国から示されていますけれども、小樽市単独として、地方税の減収対策については、ほかに何か考えられていることはありますか。

○（財政）財政課長

国でも、今回のこの新型コロナウイルス感染症の影響の部分につきましては、可能な限りは対応するというところで、今回新たに猶予特例債とか、従前からある制度としての減収補填債というところで、まずはカバーしようという考え方で進めております。

それ以外の歳入増の部分、要するに、この減収に対応する部分を市として現時点で独自に何かすぐできるものがあるのかというお話になると、なかなかお示しするものが難しい状態になります。ただ、やはりこの状況というのは、国及び地方が全ての部分で影響があるという形になりますから、私たちとしても、12月頃に国から示される、今後の地方財政計画の地方税の部分が、どのぐらいの伸び率で見ているのか、そして、交付税の部分についてもどのぐらいの総額の確保をしていただけるかというのが非常に気になっているところでもございます。今後、国の動向を注視しながら、本市としても財政運営を進めていかなければならない、そのように考えております。

○高橋（克幸）委員

また後日、議論させてください。

◎収支改善プランについて

次に、収支改善プランについて何点か伺いたいと思います。

これは、平成30年11月に策定されているものでありますけれども、まず、このプランの目的についてお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

平成30年11月に策定しました、小樽市収支改善プランの目的についてでございますが、収支改善プランは、本市において人口減少が続き、地方税や地方交付税などの一般財源収入の減少が見込まれる中で、このまま財源対策を行わなければ、財政調整基金が枯渇する可能性があることから、収支改善に向けた取組を着実に進めることにより、収支の黒字化と各年度において生じる新たな財政需要に、柔軟に対応するための財政調整基金の確保を図り、将来にわたって安定的に持続可能な財政構造を構築するために策定したものです。

○高橋（克幸）委員

それで、何回か議論させてもらっていますけれども、私が一番気になっているのが、全部で取組項目が34項目あるわけです。このつくりでいくと、一つ一つの項目の最後に効果額、要するにこれだけ浮きますよと効果額が載っているわけですが、載っていないのが非常に多いというところなのですね。

34項目のうち、効果額の載っていない、数字が入っていない項目は、どのくらいありますか。

○（財政）尾作主幹

34の取組項目のうち、数値が入っていない、効果額が入っていない取組は19の項目があります。

○高橋（克幸）委員

そうなのですね、約6割。そして、こういうプランについて、通常は、こういう目標でやっていきますというも

のがあってプランなわけですよ。不思議なのは、なぜこの項目を数字を入れないで出してしまったのかというのが非常に腑に落ちないところであります。前にも聞いたかもしれませんが、なぜこういうような内容になったのかお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

平成30年11月にプランを策定した際に、19の取組に効果額が入っていなかったことにつきましては、作成時には数値が把握できず、計画期間中に各部において取組が進む中で、追加していこうと考えていたものによるものであります。

○高橋（克幸）委員

後で見直すということですよ。それは理解できるのですが、四つとか五つは分かりますが、半分以上がないというのは、プランとしてどうなのか、いかがかと思いますが、財政部長はどういうふうに思いますか。

○財政部長

昨日も、秋元委員の御質問にお答えしたのですが、今、高橋克幸委員のおっしゃるとおり、やはり計画なのでどうやった形の中で実現していくかと、そして数値を入れることによって、PDCAサイクルを回せます。数値が入っていないということは、検証ができないということになると考えておりますので、私としましては、この数値の入っていないものに関しまして、早急にまず数値化をしてくれという部分につきましては、担当には指示をしたところであります。

また、数値化できないものについては、この項目自体を見直すのかについても、改めて検討していただきたいという指示をしたところであります。

○高橋（克幸）委員

どうしても数値化できないものは、今、部長もおっしゃいましたが、私は無理してここに載せる必要はないのだろうと。改めて、具体的にになったら見直しして、追加をするとか、そういう柔軟なやり方のほうが効率的だと思いますし、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、今年は令和2年度ですから、当初1年目の、元年度の検証を今しているのでしょうか。これからするのでしょうか。分かりませんが、その進捗状況といいますか、検証状況について分かる内容があればお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

今、委員がお話しされたとおり、計画期間が令和元年度から7年度までの7年間になっていまして、計画初年度となる元年度が、先月出納整理期間を終えたところになっております。現在、各部に対しまして、実績と今後の見込みにつきまして、取組の成果を照会しているところでございます。ですので、それを取りまとめたのちに精査していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

これは、総務部所管になるのでしょうか。具体的になると思うのですが、いつぐらいにこれをまとめられる予定ですか。

○（財政）尾作主幹

各部の照会につきましては、7月中の期限を設けておりまして、その後、8月には財政部の中で検証、各部とヒアリングを行いながら、第3回定例会までには実績を取りまとめたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

一つお願いがあるのですが、このプランの作り方が非常に簡単というか、簡素過ぎるのですね。具体的ななぜこういう数値が出てきたのかというのが分からない仕組みになっています。なので、もう少し分かりやすい内容、補足なりなんなりつけていただくと、もっと議論しやすいのかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたい

と思いますがいかがでしょうか。

○（財政）尾作主幹

実績の出し方ですとか、見直しの方策につきましては、現在、照会中の取組実績結果を踏まえて、精査した上で今後詰めてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

たくさん項目があるので、二つだけ今日はお聞きしたいのですけれども、「No. 13 職員定数の適正化による人件費の抑制について」です。

これは前にも聞きましたが、（仮称）職員定数適正化計画が、どのようになっているかということで伺いましたけれども、まだ策定していませんという内容でありました。このプランに乗っかっている計画ですので、逆に言えばこの計画があって、この抑制プランというのは具体的になるのではないかと考えているのですが、この計画については今どのような状況なのか、いつ頃できるのか、お知らせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

（仮称）職員定数適正化計画についてですが、現在作業を進めております組織改革等を踏まえた形で、令和3年度に（仮称）職員定数適正化計画の策定を目指しております。

○高橋（克幸）委員

それで、No. 13の効果額です。この数字、大きいものについて2点ということで今お話を聞いているのですが、これはどのように算定された数字なのかお聞かせください。

○（総務）職員課長

効果額は1人当たり約300万円程度というところで、これが大卒、短大卒、高卒と新規で採用している職員の人件費を出しまして、約三百数十万円ということで算出させていただいております。

○高橋（克幸）委員

先ほども言いましたけれども、具体的な根拠になる内容が分かりませんので、議論しづらいのですけれども。

もう一つは、「No. 17 臨時費の全般の削減」があるのですが、これも非常に大きい金額なのですけれども、何をどのようにしてこの数字になったのかというのが、これでは全く分かりません。なので、取りあえず分かっている内容で結構なのですが、概略、なぜこの2億円という数字になったのか、お知らせいただきたいと思います。

○（財政）尾作主幹

「No. 17臨時費全般の削減」ということで、各年度の効果額は2億円とプランには掲載しております。これを作成した経過につきましては、この収支改善プランをつくった際に、できるだけ取組内容に書いておりますが、予算編成作業、事業生産によって財政部の査定を行いますので、その査定額ですとか、予算執行に当たりましては、予算執行方針を基に、各部で支出の必要性ですとか、妥当性を改めて検討した上で、実際の予算を執行しますので、その中で生じる節減効果などを見込んで、2億円という数字を設定したと聞いております。

○高橋（克幸）委員

今の説明を聞いても、中身が全然分からないですね。ですから、なかなか議論しようがないわけです。確証がないですし、裏づけもないわけですから。ですから、そういうプランではなくて、先ほども言いましたけれども、きちんと裏づけの分かる、なおかつ議論して、数字というのはお互いに理解しないと議論できませんから、そういう意味でこのプラン自体もそうですが、プランの補足説明みたいなものもぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（財政）尾作主幹

今、委員の御指摘のとおり、裏づけとなるような補足の部分ですとか、見直しについて、今年度も、今後詰めてまいりたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎教育用端末整備事業費について

それでは、まずGIGAスクール構想、一般会計補正予算案中の教育用端末整備事業費について何点か伺っていききたいと思います。

当初予算においても小学校で2億6,066万円、中学校で1億7,549万円が計上されておりましたけれども、当初予算においてのこのGIGAスクール構想の内容について、こちらの事業の趣旨ですとか、整備計画について御説明を頂きたいと思います。

○（教育）施設管理課長

GIGAスクール構想の趣旨でございますが、児童・生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人残すことなく、公正に個別・最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想でございます。

国は令和元年12月から5年度の5か年で端末整備、小樽市につきましては、2年度当初予算から5年度の4か年計画で予定しておりました。

当初予算で予定していたのが、小学校5、6年生と、中学校1年生が、各教室で授業を想定するというので、現在の家庭環境での活用は想定してございませんでした。

○面野委員

令和2年度から5年度の間の整備計画ということだったのですが、小学校1年生から4年生、それから中学校2年生、3年生というのは、当初予算では、この5年度までで端末等の整備を進めるという理解でよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

委員のおっしゃるとおり、小学校3年、4年、1年、2年につきましては、令和4年、5年という形の予定でございました。

○面野委員

それから、家庭環境での環境整備はこの時点で行わないとしていたということですが、教育の振興ですとか、私が思うところでは、学習意欲の促進ですとか、あとは、今はICT関係のトラブルも至るところで起きていますので、やはりそういうトラブルシューティングの意識の醸成などというのも、こういった機会を通して行っていくのかとは感じていたのです。一応文部科学省で発表されているGIGAスクール構想においては、安心と成長の未来を拓く総合経済対策、それから、今回、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として位置づけられている発表を拝見しますと、経済対策という部分が目に留まるのですが、小樽市としての経済対策という観点では、どういう見解を持たれているのか、お聞かせいただいてよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

文部科学省なのですけれども、事務手続の効率化や知見の共有、集約等の観点から、都道府県における端末の共同調達を推奨してございます。緊急経済対策として、できるだけ速やかに端末整備を進める必要ができたことから、北海道が共同調達を実施する場合、早期の整備が困難という状態が懸念されることから、各市町村教育委員会それぞれにおいて端末整備をすることとなりました。このため、市内業者から入札することで予定してございますので、結果的には経済対策になるものと考えてございます。

○面野委員

それでは、当初予算における実施事業の概要についてお伺いしていききたいと思いますけれども、当初の予定では、校内整備の着手の時期、それからネットワーク関係の整備完了の予定時期というのは、どういうふうに組んでいたのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

当初予算計上時なのですけれども、GIGAスクールモデルのリリース情報が、早くて9月、もしくはそれ以降という情報がございました。そのため、9月を目途に整備に向けた準備を進める予定でございましたが、前年度に校務用パソコンを導入した経緯もございまして、そのときには納期まで期間がかかったということから、このGIGAスクール構想に係る端末整理につきましても、早期の整備は難しいのではないかという予想ではございました。

○面野委員

ネットワークの構築が9月ぐらいを目途に整備完了ということですか。

○（教育）施設管理課長

端末の整備になります。

○面野委員

ネットワークの校内の整備は、こういったような予定になっていますか。

○（教育）施設管理課長

ネットワークなのですけれども、主に中学校が夏季休業期間を入れた工期、小学校が冬季休業期間を入れた工期で予定してございました。

○面野委員

それでは、端末の整備が終わって、いざ授業ですとか、カリキュラムのようなもので、こちらの有効活用を図っていくと考えられるのですけれども、授業とカリキュラム、そういったものの開始時期は、当初どういう状況で見込んでいたのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

昨年度、タブレット型のパソコンが小学校に40台、中学校10台ずつ整備されましたので、現在はそれらを使用してプログラミング学習などで活用しております。今後、また整備され次第、順次使用することとしておりました。

○面野委員

今御説明があったプログラミング教育の部分に関しては、これはオフラインということになるのでしょうか。ネットワークを使わないでという学習になっているのですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

オンラインでもオフラインでも、どちらでも使用できるような形で使用しております。

○面野委員

それから、文部科学省の地方財政措置ということで案内があったのですが、統合型校務支援システム、それからICT支援員などの配置というものがあったのですが、この辺の予定はあったのでしょうか。

また、文部科学省の地方財政措置がない、例えば市単独でこういった事業もやってみたいというのは、当初予算には盛り込まれていたのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今、委員がおっしゃいました統合型校務支援システムですとか、ＩＣＴ支援員につきましては、当初予算では予算計上については予定してごさいませんでした。予定していた部分につきましては、国のＧＩＧＡスクール構想のロードマップに沿った校内通信ネットワーク整備事業と教育用端末整備事業の予算計上ということでございまして、校内ネットワーク整備については補助金を使うような形で予定をしてございました。

○面野委員

次に、学校で行う授業の内容についてなのですけども、タブレット端末を使って、こういった授業、学習を行っていくかということについてなのですが、これは何か文部科学省なり、道教委から、例えばこういう授業を行いなさいとか、カリキュラムはこういうものを使いなさいとか、指導要領のようなものがあるのか、ないのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

文部科学省からは、教育の情報化に関する手引きにおいて、使用の具体例が示されておりますので、各学校はこれらを参考に創意工夫しながら指導することとなります。また市教委では、端末の円滑な設置と教科等の指導におけるＩＣＴの活用を推進することを目的に、小樽市教育情報化推進委員会を設置し、協議を進めているところであり、今後、学校での効果的な活用の在り方について協議を行い、実践事例集を作成するなどして、各学校で活用する際の一助としてまいりたいと考えております。

○面野委員

それでは現場で、その端末を使って指導する学校の教員については、現在、どのような取組が求められているのかということと、あと、今ほど事例集ですとか御紹介していただきましたけれども、教員方にはどのぐらい、その事例集を使用してくださいというような情報の共有というかお話が通っているのか、進捗状況も含めてお示ください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

これまで北海道立教育研究所や民間の企業の方を講師にお招きし、ＩＣＴ活用やプログラミング教育に関わる研修講座を開催し、教員の指導力向上に努めているところです。それから、文部科学省や北海道教育委員会から来ております実践事例集などについては、各校に送付をさせていただいております。我々で設置している小樽市教育情報化推進委員会の実践事例集は、今後、作成して配布する予定となっております。

○面野委員

なかなか言葉のやり取りでは、少しイメージを膨らますのが難しい部分はあると思うのですが、イメージとして全国的に同様の授業、カリキュラムが実施されるというようなイメージを持っていいいのか、それとも各地域の教育委員会なり学校別に自由度の高い端末の取扱いができるのか、大きく二択でいうと、どちらのイメージで想定しておけばよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

先ほども答弁させていただいたのですが、あくまでも文部科学省から教育の情報化に関する手引きにおいて具体例が示されておりますが、各学校において創意工夫して端末を使うという形になっております。

○面野委員

それでは、今御説明いただきましたけれども、今定例会の補正予算に計上されております教育用端末整備事業費が約7,100万円ですか。1,577台分の端末の整備ということで資料を頂いていますが、単純に約7,100万円というのは端末の購入費ということで理解しておいてよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

おっしゃるとおり端末の整備代金になっております。

○面野委員

前倒しという言葉が使われているのですが、先ほど令和4年度、5年度で小学校3、4年生、5年度で小学校1、2年生ということで御説明いただきましたけれども、この今回の7,100万円ですべての生徒・児童に端末が配布される数が準備できるという認識でよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

繰り返しになりますけれども、もともとの当初計画でございますが、令和2年度が小学校5、6年生と中学校1年生、3年度が中学校2、3年生、4年度が小学校3、4年生、5年度が小学校1、2年生に対して、前倒しになってございますので、それが全員生徒1台分ということでの予定になってございます。

それと、端末につきましては3分の1が市整備という形になりますので、残りの3分の2につきましては、国に整備していただけるという形になってございます。

○面野委員

それで、今まで当初予算での整備の計画についてお聞きしてきたのですが、校内ネットワークの整備などは夏季休暇、小学校では冬季休暇の目途ということでお聞きしたのですが、実際にこの新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろと状況が変わっている部分が教育行政に限らず、いろいろなところで起きていると思うのですが、実際にネットワークの構築に関してですとか、このGIGAスクール構想に関しての整備で遅れている部分というのはあるのですか。

○（教育）施設管理課長

もともとネットワーク関係の入札自体が建設部のほうに依頼しておりまして、6月予定だったのですが、国からの交付決定がなかなか出ない関係で、本答弁で教育長がさせていただきましたが、7月の上旬から中旬にかけて入札を予定してございます。

実際の工事なのですが、長期期間中に授業を行うような形になってございますので、その分、若干なりとも実際学校での工事期間というのは延びる可能性はあると聞いてございます。

○面野委員

それでは、この項の最後になるのですが、今回の補正予算案の中でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中にこの教育用端末整備事業費が組み込まれているわけなのですが、やはり新型コロナウイルス感染症対策ということでスピード感が求められる事業がほとんどだと思うのです。やはり今回の定例会で各議員、委員の中で、いつ端末の導入になるのだというような御質問もある中で、なかなか先が見えないというような印象を私自身も持っているのです。ソフト面に関しては、学校休業に対する学習の遅れを取り戻すためのカリキュラムというのも含まれているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

現在、新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業に対する学習の遅れを取り戻すために、授業時数を確保するための取組として、長期休業期間に登校日を設けたり、1日の授業コマ数を増やしたりしているところです。また、今後の臨時休業等を想定し、全ての小・中学校において現在学校に整備されている機材を活用して、ウェブ会議サービスの使い方について校内研修を実施するとともに、児童・生徒がオンライン授業の疑似体験をする機会を設けているところでございます。

○面野委員

このコロナ禍の影響で、社会の新しい生活様式などということも言われておりますけれども、また一段階このICTの活用というのが重要視されてくる時代にステップアップしたのかという印象を受けております。当初から予

定されていた授業ですとかカリキュラム以外に、やはりアフターコロナの対策というか、生活様式に合わせた授業やカリキュラムだったり、ICTの活用などというのも視野に入れながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎検査室環境整備事業費について

次に、検査室環境整備事業費ということで、新型コロナウイルス感染症の検査について質問させていただきたいと思います。まず、基本的な状況であったり、環境であったり、お聞きしたいのですけれども、新型コロナウイルス感染症にかかっているのではないかと、検体を採取される方が検体の採取に必要な環境というのは、どういうものが求められるのかというのが、海外とか、他自治体でもドライブスルー検査みたいなのが実施されているところも見受けられるので、検体の採取についてどういった環境が求められているのかというのを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

まず検体の採取に必要な環境でございますけれども、施設内であれば個室ですとか、ほかの患者と接触しないような環境ということになりますでしょうし、換気ですとか、使った後、速やかに消毒をしていただけるような環境、あとはスタッフ、医師も含めまして、感染管理ということで、マスク、ゴーグルですとか、フェイスシールドなどを着けていただくということで、必ずしも陰圧は必須ではございませんが、あれば望ましいというふうに言われております。

○面野委員

ちなみに小樽市でも、たしか昨日の18日時点で267名の検査をされたということなのですから、こちらの検体の採取というのは主にどういった施設で検体を採取されているのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

市内での検体採取につきましては、主に感染症指定医療機関であります小樽市立病院が中心になって、あとはかかりつけ医でも一部行われております。

○面野委員

次はPCR検査に必要な環境、加えてPCR検査に必要な資機材、それからスタッフの数ですとか、検査をするために資格をお持ちの方が必要なかどうか、その辺について御説明いただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

検査に必要な環境ですとか、資機材につきましては、PCR検査の機械、専用の試薬、あとは安全キャビネットですとか、クリーンベンチなどの環境も望ましいというふうに考えております。スタッフにつきましては、小樽市保健所におきましては3名の臨床検査技師の資格を持った者が検査に当たっております。

○面野委員

次に、小樽市ではたしか3月の中旬ぐらいからPCR検査を実施したと記憶しているのですけれども、検査開始にかかった初期整備費用の額をお聞かせいただいてよろしいですか。

○（保健所）保健総務課長

3月に検査を初めて行いましたけれども、それにつきましては試薬ですとか、チューブですとか、そういう機材を買いましたので、約40万円かかっております。

○面野委員

次に、ランニングコストというのが適切な言い方なのか分かりませんが、1検査当たりにはいかにどの試薬ですとか、経費がかかっているのか。それから、検査結果が出るまでの時間についてお聞かせいただきたいのですが、この検査結果というのも、例えばPCR検査の機械であるとか、施設内のスペックなどによって差が出てくるものなのか、加えて御説明をお願いいたします。

○（保健所）保健総務課長

1 検査当たりの費用につきましてですが、人件費を別にしまして試薬剤としては約1万円でございます。検査結果が出るまでの時間につきましては、おおむね五、六時間というふうになっておりまして、PCR検査も含めましてですが、特に差はないというふうに考えております。

○面野委員

1 検査当たり1万円ということで、6月18日時点までで267名なので、単純計算すると試薬で267万円かかっているということだと思惟けれども、こちらの費用については国や道などの補助金を充当することができるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

検査の試薬などにつきましては、国の感染症発生動向調査事業という事業で国の交付金が出ますので、国が2分の1、小樽市が2分の1ということになっております。また、必要な機械というか、クリーンベンチですとか、安全キャビネットをこのたび買ったものもありますけれども、それにつきましては今回国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使わせていただくということを考えております。

○面野委員

次に、4月25日に市内で4名の方の感染が確認されたと発表、公表がありましたけれども、この際に市長の記者会見の中でも触れられていたのですが、俱知安保健所の検査施設で検体の検査を行ったということだったのですが、この4月25日に確認された検査はなぜ小樽市保健所で実施できなかったのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

小樽市保健所におきましては、4月21日から検査の正確性に問題が生じたということで、5月12日まで中止しておりまして、そのために北海道をお願いしまして、北海道から俱知安保健所の方をお願いしたというような経過がございます。検査室の環境があまりよくなかったというような、現在はそのように原因としては考えているところでございます。

○面野委員

5月12日まで停止していたということで、その再開までの間に行った対策として、こういったような取組を行っていたのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

再開までには、検査を中止いたしました後に、保健所内の別の検査室に移動をして検査を行ってみたり、新しい試薬の封を切って使ってみたり、あとは北海道立衛生研究所から新しいマイクロピペットをお借りしたりということで、できることを様々な改善を試みたところでございます。ですが、なかなか保健所内のいろいろな試みだけでは正確性がまだ怪しいと、疑わしいということになりまして、保健所長が北海道立衛生研究所をお願いしまして、小樽市の保健所に専門の方に来ていただきまして、小樽市保健所の検査方法はどのような状況にあるか、また検査室の状況について確認をして御指導を頂いたところでございます。

5月1日に2名の研究者の方に現地に来ていただきまして、御助言を頂きました。その結果といたしましては、検査方法については問題はないという判断、ただし検査室の環境改善が必要ということで、清潔区域と汚染区域を明確にするためのゾーニングをきちんと行うということ、検体保管用の冷蔵庫の取扱いをもう少し丁寧にするということ、あとは空調の改善ということで、結論といたしましては、検査室の環境汚染が原因ではないかということが考えられることになったわけでございます。

○面野委員

機械の故障とかではなく、施設自体の老朽化とか、換気の問題というようなことが原因だったのかと今の御説明で推察できますけれども、ちなみにこのPCR検査ができなかった期間に検査を実施しなければならなかった検査

数、実際に4月25日の方は多分それに当たると思うのですけれども、そのうち陰性と陽性者数というのは、どういう内訳になっていたのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

検査が実施できなかった期間の、ほかのところに検査を御依頼した人数につきましては97人です。うち陽性者は10人、陰性は87人でございます。検査の御依頼につきましては北海道庁に相談いたしまして、そこから割り振りをされまして、北海道立衛生研究所、岩見沢保健所、倶知安保健所、室蘭保健所に検査をお願いしたところでございます。

○面野委員

小樽の陽性者の大体半分くらいが出た期間に、PCR検査が実施できなかったということだったのですけれども、実際に検査ができなかった期間について、何か課題というか、影響が及んだことというのは感じられましたか。

○（保健所）保健総務課長

検査機関に検体を直接保健所の職員が車でお持ちしたこともありましたが、検体の郵送もありましたので、検査の結果が出るのが1日程度、直営でやるよりは遅くなったというときもありました。

○面野委員

きっとこの時期ですと多分、保健所で働く職員の皆さんは、もうとんでもない状況の中で、きっとまた感染とも隣り合わせで頑張っている中での、さらにこういったような故障ではないにしても、検査ができなかったということで、すごく御尽力をされていたのかとお察しいたします。

そこで、一旦は今、小樽市内でも感染の拡大は落ち着いているようには見えておりますけれども、やはり第2波、第3波がいろいろところで危惧されている状況で、やはりこういったことが起きると、余計な仕事といいますか、本来の感染拡大、それから検査がなかなかできづらくなって、仕事のスピードも落ちてしまうのではないかというふうに懸念しますので、再発の可能性と、それに対する防止策みたいなものが、今回の経験で分かったものがあればお聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

再発の可能性と防止策につきましては、この20日と27日に検査室の換気につきまして個別の換気をきちんと整える工事をいたします。それと11月頃には安全キャビネットを入荷する予定でございますので、そちらをきちんと備えまして、検査を適切にできるように努めていきたいというふうに考えています。

それで、再発の可能性につきましては、検査室の環境改善と必要な機器をそろえさせていただきますので、ある程度万全かというふうには考えているところでございます。

○面野委員

再発がないようにぜひとも徹底した管理体制でお願いしたいと思います。

それから、検査についてなのですけれども、少し別の視点からなのですが、現在、抗原検査という新しい検査、私はあまり聞いたことがない言葉だったのですけれども、抗原検査についても報道がなされているところです。この抗原検査というのは、どのような検査なのか、PCR検査との違いですとか、この抗原検査の特徴とか注意点みたいなものがあれば御紹介ください。

○（保健所）保健総務課長

抗原検査につきましては、保険適用にはなっております。ただ、一般に広く検査キットが出回っているわけではございませんので、当初は国が特定の医療機関に優先的に配布するというようなことで行われていまして、そのような特定の医療機関と検査キットを販売しているところとでやり取りをするのですけれども、まだまだ十分に出回っている状況ではございません。

特徴といたしましては、PCR検査と違いまして、特別な検査機器を要さない、あと、30分程度で検査結果を得

ることができるということと、このキットで陽性になった場合は、確定診断ということでございますので、陽性者の場合は早く見つけることができます。ただ、新型コロナウイルス感染症を疑う方につきまして、症状発症後2日目以降から9日目以内のものについて陰性となった場合は、追加のPCR検査などを必要としないというようなメリットはございますけれども、この期間を過ぎますと使えないということです。

あとは、無症状に対する使用につきましては、適切な検査結果が出ないというふうに言われていますので、検査をする人は限定されるかということになっております。

○面野委員

一長一短あるということなのですが、ちなみにこちらの抗原検査については、国から何かしらの指針が示されているのかということと、小樽市の実施状況、それから小樽市が考える今後の方向性について、少しまとめていただけますけれども、御説明していただいてよろしいですか。

○（保健所）保健総務課長

まず抗原検査の指針ですが、国で直近では6月16日に厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策本部から抗原検査のガイドラインというものが出ますので、それに基づいて医師が必要な人を判断して使うということになっております。

それで、この抗原検査につきましては、結果がとても早く分かるということです。今後、広く普及していくというふうには考えられますけれども、小樽市内におきましては、まだ使える医療機関はございませんので、小樽市内ではやってはございません。

○面野委員

また新たな対策にもなろうかと思うので、今後の状況を国にもそうですし、この検査キットの供給という意味でも、注視して見ていきたいと思いました。

◎小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画について

それでは次に、小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画についてお伺いしたいと思うのですが、こちらの行動計画、小樽市では平成28年2月に策定されたとお聞きしております。それでこの計画の冒頭には、こうつづられておりまして、「平成21年（2009年）の新型インフルエンザの発生時には、本市においても、次々と届けられる膨大な情報に対する取捨選択とそれらの情報の周知に忙殺され続けながら、同時進行で、待ったなしの数々の対策の実行に迫られ、市民や関係機関からの問合せに答え、緊張と混乱の中でのかじ取りは至難を極めた記憶がある。」と、まさに、今は少し落ち着きましたけれども、最近までの今次のコロナウイルス禍の影響を受けていた、こんな状況に類似しているのではないかと考えます。

質問なのですが、こちらの計画を所管する担当部署というのは、どちらになりますか。

○（保健所）主幹

担当部署は保健所となります。

○面野委員

この計画、私も拝見させていただいたのですが、私が見たのは最近なので後日談にはなってしまうのですが、やはりこの計画に沿って対策本部が立てられたり、対応を行ってきたりというように見ていたのですが、この計画というのは、今回の新型コロナウイルス感染症に対する一連の考え方であったり、体制づくりに対して役立っていると言えますか。

○（保健所）主幹

本計画の内容について、今回の新型コロナウイルス感染症に関して役に立っているでしょうかという御質問でございますが、やはりこういった感染症が世界のどこかで発症して、それが日本の中に、今の時代ですので、あっという間に国内それから私どもの身近なところにも入ってくるということがあります。例えば国内で発生した後に病

原性が高ければ、国による緊急事態宣言が行われて、その後、北海道、それから各市町村ということで、対策本部を設けるでありますとか、医療の体制などにつきましても、早期に相談センターや、封じ込めのための外来、そういったものを設置するなど、またそれで追いつかなくなった場合には、市内医療機関全体で対応していくのだという大きな流れですとか、そういったものは基本的に同様でございますので、こういったものが対応の基にはなっていると考えております。

○面野委員

この行動計画の中に対策の実施に関する基本的な方針という1項目があるのですけれども、その中には「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」という項目がございまして、その中に「事業継続計画（BCP）の作成、実施等により医療の提供業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務維持に努める。」と書かれております。この計画に示されている事業継続計画とは、どのような趣旨なのかお聞かせください。

○（保健所）主幹

感染症が発生したときに、当該感染症に罹患する、あるいは御家族が罹患したことによって、御家族の世話をしなければならないですとか、出勤、仕事ができなくなる方がかなり出るでしょうということで、最大時には40%ぐらい仕事に行けない、欠勤する人も出るだろうという想定が、この当時はありました。そうなりますと、いろいろな事業所など、市役所もそうですけれども、事業といいますか、業務が成り立っていないということで、こういった場合を想定した事業を実施するための計画をつくっていく必要があるだろうということで、BCP自体の考え方はそれ以前からいろいろな分野で言葉としては出ておりましたけれども、この策定当時の新型インフルエンザの発生時にも、こういったことが必要であろうということで、基本的な方針として計画の冒頭に記載したものでございます。

○面野委員

それでは、この計画をずっと拝見していると、このBCPに関して何点か記述がありまして、例えば企業ですとか、学校及び保育施設、高齢者・障害者施設、こちらの各事業所ですとか、施設においても、やはり事業継続計画を作成しておくことが望ましいと書かれております。ちなみに、こちらの計画は事業継続計画の策定の促進をされていますけれども、実際にこの計画に示されているような企業ですとか施設に、BCPの策定を促すような取組というのは、まず行ってこられたのかどうかということと、あともう一つは、私からの要望なのですが、やはり現在は市長のおっしゃるとおり感染拡大予防による市民の生活の安心・安全、それから経済の下支えなどという今の支援策が必要であるということは、私ももちろん認識しております。

しかし、そのときは結構関心を持って取組をしていますが、収束してしまうと、なかなか解析とか分析がされないというような専門家の御指摘もありますので、やはり収束した後にも、今回の経験を生かして、こちらの計画に記載されている企業や施設に対してBCPの策定を推進するということで、何がしかの策定の補助金をつけるですとか、何か促進に関する取組を行うですとか、そういった動きも加速していただきたいと思うのですが、この2点について最後にお伺いして終わりたいと思います。

○（保健所）主幹

BCPの策定についての働きかけはどんなことを行ってきたのでしょうかという御質問かと思うのですけれども、この計画策定当初、新型インフルエンザの場合には予防接種がございまして、住民の方に対する接種の前に、診療などに当たる医療機関の方々には、診療だとかの対応で、優先して受けていただく特定接種という登録がありました。その際にこのBCP、事業継続計画をつくっておかねばならないといったような要件もありましたので、当初、その特定接種の登録とともに、事業計画についても必要性があるということで、ひな形を提示したり、そういった策定に関する呼びかけなど、医療機関や訪問看護ステーションなどに対しては、情報提供や呼びかけを行ってまいりました経過がございます。ただ、一般の企業向けとか、そういったところには、実際には策定のため

の呼びかけはできておりませんでした。

それから、今回の新型コロナウイルス感染症はまだ収束ではございませんけれども、各事業者ですとかが策定に当たっての補助なども必要なのではないかというお話なのですが、そういった補助によって策定が促進される場合もあるかと思うのですけれども、財政的な問題もあるかと思ひまして、なかなか難しいのかというふうには考えております。

ただ、やはりこういった感染症は今後、収まったとしても、またいつ何時発生するかも分からないので、先ほども従業員の方が最大では4割ぐらい欠勤になるという想定もございますので、策定については引き続き呼びかけていかなければならないかというふうに考えてはおります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○高木委員

◎経済対策について

それでは、経済対策について、まず、小売業等事業継続支援事業についてお伺いいたします。

現在、実施している青果店、理容店また美容店、ほかの対象となる業種もありますけれども、今の事業継続支援事業の対象業種で2,000件ということですが、現在の申請件数についてお示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

小売業等事業継続支援事業の申請受付は、今月6月1日から始まっております。6月18日現在の申請数は912件となっております。

○高木委員

912件ということですね。

この支援策についての周知方法をお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

周知方法といたしましては、市のホームページですとか、広報おたる、FMおたる、小樽フラッシュニュースでの情報発信に加えて、小樽商工会議所や小樽観光協会などの関係団体にも御協力を頂きまして、それぞれの団体の情報網を活用した周知を図っております。今後の周知といたしましては、広報おたる7月号で制度の詳細を掲載する予定でございます。また明日になりますけれども、案内チラシを新聞に折り込みをいたしまして、さらなる周知を図るということを考えているところでございます。

○高木委員

今、新聞の折り込みということでありましたが、お知らせできる範囲はどれぐらいの量になりますでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

新聞折り込みにつきましては、朝日新聞、日本経済新聞、北海道新聞、毎日新聞、読売新聞の5紙で、計3万7,800枚の案内チラシを予定してございます。

○高木委員

昨日、須貝委員からも質問があつて、なかなか周知をされていない、周りでパソコンを持っていない方だとか、新聞を取っていない方、様々な方々がいらっしゃいますけれども、私どもでもいろいろ回らせていただきますが、

周知について徹底していただきたいと思います。

次に、交通事業者への支援についてお伺いをいたします。

現状として市内には法人8社、約300台、個人事業者については約80台の車が稼働しているという状況です。小樽市全体の業界の統計ではありますが、売上げの前年比ということで、3月は約35%、4月は約45%、5月は約50%落ちていくと聞いております。また、潮まつりやほかのイベントなどもほぼ中止なので、当面50%程度の売上げが落ちていくことが見込まれている状況だと聞いております。今回、一般社団法人北海道ハイヤー協会でも要望書を出しているということで、小樽ハイヤー協会からも単独で要望書の提出があるとは聞いておりますが、今朝の新聞に掲載されていましておりに、支援を検討していると聞いております。

先ほど申し上げたとおり、この3か月で売上げが落ちている、または当面50%の売上げが見込めるという状態があります。これは早急に支援するべきだと思いますが、具体的にどのような支援をするのか。またそれをいつ打ち出すのか、お伺いします。

○（産業港湾）産業振興課長

この次の、いわゆる第四弾となります経済対策では、まだ配分額ですとか、条件がまだ決まっておられませんけれども、国から第2回目となります臨時交付金、これを活用して支援策を打ち出していきたいというふうに考えており、現在その内容を検討しているところでありますので、まだその内容をお伝えすることはできませんが、早急に支援策を取りまとめまして、お示しできるように準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○高木委員

臨時交付金の配分等もありますし、商店街、飲食店とのリンクというか乗ってもらって、クーポンという話もありますし、企業1社に支援金という方法もあります。早急に企業に支援するというものを固めていただいて、企業に出していただきたいと思います。

◎海洋散骨について

次に、海洋散骨に移らせていただきます。

今、海洋散骨については、民間事業者が故人や御遺族の意思を尊重して、多様なプランを提供しているところです。現在のところ、事業者の社会的な規範によって行われているのが現状であります。昨年、小樽で実施された実績としては、小樽市内では55件、委託散骨が63件あります。道内全体では275件、海洋散骨が行われていたという実績があります。このままだと一部の社会的な規範が欠如した事業者による散骨で、風評被害が生じ、経済的な影響を受けることを危惧しております。これらのことを考えると、本市においても無秩序の中で行われているのではなく、何らかの方向を示すことが重要だと思います。このような現状を踏まえて幾つかお伺いします。

最初に、海洋散骨について、法的な規制はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

海洋散骨の法的な規制についてですが、海洋上の海洋散骨については、明確な法律規制がないのが現状でございます。

○高木委員

法的な規制はないということですが、このままだと一部の社会的な規範が欠如した事業者が海洋散骨を行うことで、港湾関係者または漁業権者が風評被害を受ける、そんなことも危惧しているところであります。そのこのところの見解をお伺いします。

○（保健所）生活衛生課長

一部の社会的な規範が欠如した事業者による海洋散骨についてですが、実態を正確に把握しているわけではありませんが、多くの事業者は自主的に規範を定めて行っているものと思われます。今後につきましても、相談があれば、民間の海洋散骨業者が示していますガイドラインなどを参考にして、海洋散骨を行ってもらうように説明して

いきたいと考えております。

○高木委員

ガイドラインを遵守してもらうような説明はいいと思います。今後、散骨を希望する御遺族が増えていくし、これに伴い事業者も増えることも想定できるので、いろいろな問題が発生すると思われます。このような場合、市として方向性を示すことが本当に重要だと思いますが、どのように考えているのか、御見解をお示してください。

○（保健所）生活衛生課長

本市としての対応なのですが、海洋上のことですので、あくまで国や北海道が方向性を示すべきと考えており、独自で指針等を示すことは難しいと考えております。しかし委員の御指摘にあるとおり、海洋散骨に起因する諸問題に対して方向性を示すことは大切であると認識はしておりますので、国や北海道の動きを見ながら問題が起きた場合には、平成28年10月から協議事項があるときに開催しています、市役所内の関係課で組織しています検討会議で協議をしていきたいと考えております。

○高木委員

これから業者による海洋散骨または個別散骨について問合せがあった場合には、保健所で確認することというのは可能でしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

御相談があれば、保健所に問合せをしていただければ思っております。

○高木委員

なぜこういうことを聞いたかというのもそうなのですが、個別の散骨する個人が小樽港からガイドラインもなく漁網のところに流すだとか、いろいろな果物や献花を流すなど、様々な風評被害があつて、たまたま企業は何社しかないのですが、注意をしていると。その中で黙って海に出るというか、そういうのがすごく多いので、何かあったときには多分市役所に苦情が来る。そういう場合には企業として、散骨をしますよという状態を市役所の中で把握をしておいて、ガイドラインに沿って散骨してもらう。市役所でも認知というか、分かっていたほうが対応ができるのではないかと、お聞きをしました。

先ほど答弁いただきました指針を示すというのは難しいということなのですが、これから多分、小樽の全国的なビジネス展開というのは、もしかすると企業が増えてくる可能性があるかと想定できるのです。今回国や北海道の動きを注視していただいて、そこを少し小樽市も認識していただき、関係者の風評被害が生じないように、今後対応していただきたいと思います。

○山田委員

◎海水浴場について

それでは、一般質問で質問しました海水浴場について何点が聞いてまいります。

現在、全国の海水浴場1,200か所のうち、約3割が新型コロナウイルス感染症防止対策として、今夏の開設中止を検討していると、海上保安庁への取材で判明しました。正確に言うと、全国の海水浴場1,176か所中、検討中を含め、開設しないのは329か所で、全体の28%と聞いています。本市においても6か所の海水浴場の開設を予定していますが、近辺の自治体では海水浴場の開設中止の判断と聞く中、本市へ多くの方々が押し寄せて来る懸念が挙げられます。

一般質問でも海水浴場の開設、併設には本市職員が立ち会うという御答弁を頂きましたが、開設期間中のパトロールや他機関、例えば警察だとか、海上保安庁との連携について、この新型コロナウイルス感染症の影響の中で、どのように行うのか、最初にお答えをお願いいたします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

海水浴場のお尋ねですが、本市では海水浴場における水難事故防止、安全衛生管理等を協議するため、各海水浴場組合のほか、小樽警察署、小樽海上保安部、北海道建設管理部など、関係機関で構成する小樽市海水浴場管理運営連絡協議会を設置しております。この協議会の中で、海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策について、先日開催して北海道から要請された内容の周知と取組の徹底を要請したところであります。この協議会の中では、例年パトロールを実施をしております、本年も海水浴場の開設前、開設期間中の2回、合計3回、合同でパトロールを実施する予定としております。

また、小樽警察署、小樽海上保安部、海岸を管理する北海道建設管理部におきましても、それぞれ独自にパトロールを行っていただいております、トラブル等がありましたときには、協議会の事務局を観光振興室が担っておりますので、そういった連絡があれば観光振興室と適宜、情報共有を図り対応しているところであります、本年もそのように対応していきたいと考えております。

○山田委員

自主的なパトロールが3回ということで、いろいろと協議されている中、本当に御苦勞をかけていると思います。例えば、開設について、どういう状況で開設されるか少しお聞きしたいと思うのですが、以前でしたら海の家にはトイレがあったり、ライフセーバーがいたり、駐車場の係員がいたり、そういうことだと思うのですが、今年はどういうような状況で開設するのか、主な項目でいいですから、聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

各海水浴場の組合で駐車場だとかをやっているところもあります。今年の例で言えば、新型コロナウイルス感染症対策については各海水浴場組合で独自のルールをつくって、感染防止の対策に努めているというふうな状況を聞いております。

それから、観光振興室におきましては、各海水浴場に日本赤十字社の救護所のプレハブを賃貸借などにより設置しているほか、ごみかごですとか、仮設トイレなども設置しております。ですから、例えばごみが散乱しているだとか、トイレが詰まっているだとかという連絡が、開設期間中は日常的に組合から連絡が入ってくるのです。そういった連絡があれば、観光振興室の担当職員が都度現地に赴きまして、対応していると。このように海水浴場の関係機関もそうですし、組合とも情報共有、現地の状況確認等は例年行っているところですが、本年についても同様に組合と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひ安心・安全な海水浴場の開設、それから閉設のときには何事もなかったと、そう言えるようによろしくお願いいたします。

◎北海道コロナ通知システム、コロナ追跡システム、接触確認アプリについて

それでは、それに関連した項目なのですが、三つまとめて質問します。

ドリームビーチでは北海道コロナ通知システムの活用を踏まえた上で、お客様の安全に配慮する云々と聞きました。では、このシステムの利用方法と実際に活用するのか、その点と、さらに京都府、大阪府は韓国が導入しているQRコードを使った新型コロナ追跡システムを導入しています。このメリットやデメリット、それと昨日、西村担当大臣が利用を呼びかけ、このコロナ感染アプリが本日から提供されると聞いております。同じく、これに関してのメリット、デメリットがあれば、3点併せてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

ドリームビーチで運用する北海道コロナ通知システムの3点のうち、利用方法等につきまして、まず私から御説明させていただきたいと思います。

海の家などの施設が北海道コロナ通知システムということで、QRコード取得フォームというものがあ

そのQRコードを読み込んで、最初に施設を登録するということです。取得したQRコードを店舗など、施設内に貼っておくと。施設を利用した人は、そのQRコードを読み取って、自分のメールアドレスを登録すると。登録すれば登録完了メールが来て、それでも新型コロナウイルス感染症が発生した同じ日に同じ施設の利用者から感染が見つかったときには、その登録されたメールアドレスにメッセージが届くシステムと。こういう利用方法になっております。このシステムの活用につきましては、先日の小樽市海水浴場管理運営連絡協議会の中で、取組の徹底を要請したところであります。

○（保健所）主幹

続きまして、お尋ねの2点目です。大阪府などで導入している追跡システムについてでございますけれども、今、観光振興室主幹から北海道のシステムの説明がございましたが、大阪府などで行っているシステムも、ほぼ同じような仕組みとなっております。施設、主催者側などが登録をして、そのQRコードを利用の方が活用してメールアドレスを登録し、感染者がいた場合の通知を受けるというものです。

こういったシステムを使っただくことによって、例えば同じ施設だとか、場所だとかを利用していた可能性についてお知らせがあるものでございます。その後、通知を受けた方は体調について留意するでありますとか、何か体調の変化があったときに、最寄りの相談所の相談センターなどに相談が早期につながって、必要な場合、検査にもつながっていくということで、そういったメリット、利点があるのかというふうに思います。

また、デメリットでございますけれども、これはやはり利用する方も、それから施設、主催者側も、双方がこういったシステムを活用していかないと、そもそもその効果が出にくいものでございますので、そういった意味では、双方の活用が重要です。また、このシステムについては既にもう動いているものですので、保健所でもこういった活用をということで、ホームページなどにも掲載をしているところです。

三つ目の本日から稼働、リリースされた接触アプリですが、こちらは新型コロナウイルス感染症で陽性となった方が、そのことを登録をいたしまして、さらにアプリを利用して、一般の方はそういったアプリを登録することによって、陽性者の方の近くにいた方に対して通知が入るものでございます。メリットとしては、先ほど説明した北海道や大阪府などで行われているシステムと同じ効果、早期に感染者を見つけるだとか、感染拡大防止に寄与するものだと思います。

デメリットは、先ほど申し上げましたように、このシステムを活用しなければなかなか効果が出ません。海外などでもこういった仕組みが始まっているそうですが、なかなか利用している方が少ないという情報もございます。また、海外の研究では、国民の方の6割が利用しませんでしたなかなか効果が上がらないということも言われているようでございますので、こちらの本日から動いているこの仕組みについても、市民の方に情報提供と活用について広く呼びかけ、周知してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

本当にいろいろと、こういうアプリを使ったものが今クラスターの予防などにつながっていると思います。今市民の皆さんは情報がなくて、やはり不安が蓄積して、この不安を取り除くため、いろいろな活動をしていると思います。一日も早く市民の皆さんが日常生活に戻れるよう、保健所の皆さん、また関係部局の皆様方の御努力、本当によろしく願いいたします。

○松岩委員

◎国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費等補助金について

では私からは、国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費等補助金について、少し長いのですが、質問させていただきます。

環境省が令和2年度補正予算により実施するこのワーケーション推進に関し、国立・国定公園、温泉地でのワー

ケーションの推進事業費等補助金の取組についてです。

まず、制度の目的と概要をお示してください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

本制度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化を目的に、環境省が令和2年度補正予算により実施するものであります。民間事業者等が国立、国定公園等において実施するワーケーション推進に係る経費を300万円を上限に定額補助するものです。新型コロナウイルス感染症の流行以降、感染リスクの少ない自然の中でクリエイティブに仕事ができる場として、国立公園等の活用が期待されており、環境省は本事業を推進することで国立公園等における長期滞在を実現し、地域経済の下支えと平日の観光地の活性化に寄与することを目指すとしております。

○松岩委員

とても面白い試みだと思います。

そこで、ワーケーションとは何かお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

ワーケーションとは、仕事、ワークと休暇、バケーションを組み合わせた欧米発の造語で、テレワーク等を活用し、ふだんの職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域でふだんの仕事を継続しながら休暇や地域交流など、その地域ならではの活動を行うものと定義されております。

○松岩委員

出勤することが絶対というような日本の働き方では、多分、今までなじまなかったと思うのですが、今回の新型コロナウイルス感染症を機に新たに変わった部分の一つとして、こういうのも、きつとなじんでいくのかと思います。

そこで、本市においてはNPO法人おたる祝津たなげ会が本事業に申請すると伺っています。私はこのおたる祝津たなげ会の活動とかというのはよく存じ上げているのですけれども、この団体が具体的にどのような活動をやっているのかを改めて伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

NPO法人おたる祝津たなげ会は、祝津地域の文化の保存や地場産業の活性化のために地域住民が中心となって、様々なまちづくり活動を行っている団体であります。番屋の公開やガイドツアーの実施、地元産の海産物の普及活動を行うほか、おたる祝津にしん群来祭りやおたる祝津花火大会など、祝津地域で展開される地域イベントに携わっている団体です。また、近年は小樽観光協会と連携して、クルーズ船寄港地のオプションプログラムの受入れを行うなど、観光振興に寄与しているとともに、地域コミュニティとしての役割も果たしている団体であると承知しております。

○松岩委員

少し補足させていただきますと、祝津という小さな集落という表現でいいか分からないのですが、地域の中で本当に80歳代、90歳代の町内会の方から、私より年下の若い世代の方々、あと企業の方々が本当に一体となってコミュニティを形成して運営されているので、とても市がよく理想とするような団体なのではないかと私も思っています。

それから、本補助の制度の目的として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済を再活性化するというので、このおたる祝津たなげ会が申請しているということなのですから、今回実施する事業の内容が具体的にどのような内容かというのを伺います。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で祝津地域におきましても、おたる祝津にしん群来祭りをはじめと

するイベントの開催が見送られまして、観光客が大幅に減少している状況であります。今回の申請の内容はNPO法人おたる祝津たなげ会が主体となって、祝津地域を舞台にワーケーションプログラムの開発を行うものであり、具体的にはリモートワークに必要となるWi-Fi環境の整備、自然体験プログラムの企画、インスタグラマー、ユーザーなど、インフルエンサー招聘によるモニターツアーの実施、祝津地域の魅力を発信するホームページ整備、動画作成などの事業内容であるというふうに伺っております。

○松岩委員

それから、申請の状況についてもお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

申請の状況であります。環境省の補助金執行団体として採択を受けております一般財団法人環境イノベーション情報機構に6月10日付で同NPO法人から申請がなされ、現在審査中であるというふうに伺っております。

○松岩委員

本市においても国定公園を有するまちとして、自然環境を生かした観光コンテンツを開発していくということが非常に重要な取組と私も考えています。このたび、おたる祝津たなげ会が実施するこれらの事業に対して、市として見解をどういうふうに持っているかというのと、この事業の実施に当たって、本市の関わりについてお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

自然環境の観光活用への関心が高まる中、ニセコ積丹小樽海岸国定公園である祝津、赤岩、オタモイの勇壮な海岸線、独特な景観は本市にとって重要な観光資源の一つであるというふうに認識しております。また、かねてから通過型観光が課題となっている本市にとりまして、観光客の滞在時間を延長し、消費拡大へとつなげていく観点から、このたびおたる祝津たなげ会が申請するワーケーションに向けた事業は、大変意義のあるものだと考えております。

事業の実施主体はおたる祝津たなげ会となりますが、事業が採択された暁には、本市の観光振興に資する事業効果が十分に得られるよう、地域一帯の取組として積極的に協力してまいりたいと考えております。

○松岩委員

最後にですが、この手の補助金申請というのは本当に手続とか作文が大変で、おたる祝津たなげ会からも本市がすごく積極的に動いてくれたということを私も伺っているところであります。こうした地域の団体と連携した取組というのは、絶対今後も進めていくべきと考えますけれども、本市の見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

今回の申請に当たりましては、小樽観光協会の職員も積極的に関わり協力していただいております。こうした協力体制は今回の事業が採択されなかったとしても、今後につながる取組になると考えております。第7次小樽市総合計画では、小樽の魅力を深める取組として、祝津をはじめとして市内に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組を挙げております。今後ともそのような取組に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。